

10月から

季節性インフルエンザワクチン 接種費用の助成が始まります！



村では、下表に該当する方を対象に、季節性インフルエンザワクチンの接種費用を助成します。助成を希望する方は助成期間内に接種してください。

なお、下表①・②に該当し事前申請が不要な方には、9月下旬以降に「インフルエンザ予防接種予診票(受診券)」を郵送します。

下表①・②に該当し事前申請が必要な方と、③・④・⑤に該当する方は、事前に必要な手続きをした上で接種を受けてください。

【申し込み・問い合わせ】保健センター(☎282-2797)

季節性インフルエンザワクチンは、季節性インフルエンザの発症を抑えたり、重症化を防いだりする効果が期待できます。ワクチンの予防効果は、接種した2週間後(13歳未満の子どもは2回の接種後)から5か月程度と考えられています。接種の際は、ワクチンの効果や副反応について理解した上で、体調の良いときに受けましょう。

助成期間▼

10月1日(日)から令和6年1月31日(水)まで

対象等▼

対 象	自己負担額	事前申請	その他
① 満1歳から中学3年生までの方(接種日当日の年齢)	1,000円/回	不要	▼平成20年4月2日～令和4年10月4日に生まれた方 9月下旬に予診票を郵送します。
			▼令和4年10月5日～12月31日に生まれた方 満1歳になる日の1週間～2日前を目安に予診票を郵送します。
		要	▼令和5年1月1日～31日に生まれた方 12月1日(金)以降に、電話またはお越しの上、保健センターへ申し込みください。
【ご注意ください！】 接種は生後6か月から可能ですが、村の助成を受けて接種する場合は、必ず1歳の誕生日を迎えてから接種してください。			
② 65歳以上の方(接種日当日の年齢)	無料	不要	▼昭和33年10月4日までに生まれた方 9月下旬に予診票を郵送します。
			▼昭和33年10月5日～12月31日に生まれた方 満65歳になる日の1週間～2日前を目安に予診票を郵送します。
		要	▼昭和34年1月1日～31日に生まれた方 12月1日(金)以降に、電話またはお越しの上、保健センターへ申し込みください。
【ご注意ください！】 村の助成を受けて接種する場合は、必ず65歳の誕生日を迎えてから接種してください。			
③ 60歳以上64歳以下で、心臓・腎臓・呼吸器等の内部障がいおよび免疫機能障がいにより身体障害者手帳1級の交付を受けている方	無料	要	▼初めて申し込む方 身体障害者手帳をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。
			▼助成を受けたことがある方 電話で、保健センターへ申し込みください。

対 象	自己負担額	事前申請	そ の 他
④ 満1歳以上65歳未満で、今年度の市町村民税が非課税世帯の方	無料	要	「東海村インフルエンザワクチン接種用村・県民税非課税証明書※」をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。なお、満1歳から中学3年生までの子ども(対象①)がいる場合は、郵送された予診票を併せてお持ちください。 ※証明書の発行…税務課(役場行政棟1階)で申請してください(手数料200円)。交付を受ける際は、窓口に来る方の顔写真付き身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。また、令和5年1月2日以降に転入した方は、令和5年1月1日時点でお住まいだった市町村に申請する必要がありますので、そちらへお問い合わせください。
⑤ 満1歳以上65歳未満で、生活保護世帯の方	無料	要	「生活保護受給者証」をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。なお、満1歳から中学3年生までの子ども(対象①)がいる場合は、郵送された予診票を併せてお持ちください。

その他▼▽対象①・②に該当し、9月以降に転入した方(予診票が届かない方)は、保健センターへお問い合わせください。▽対象①～⑤に該当しない方は、接種費用が全額自己負担となります。接種を希望する方は、医療機関へ直接お問い合わせください。▽助成期間の後半になると、ワクチンの供給が減り、医療機関によっては接種できない場合がありますので、ご注意ください。

季節性インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは**同時接種が可能**です

季節性インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンの接種間隔に関する規定が見直されたことから、接種間隔に関わらず、両ワクチンを接種できるようになりました。また、同時接種も可能です。



民生委員・児童委員を紹介します

【問い合わせ】東海村民生委員・児童委員協議会事務局(地域福祉課地域福祉・地域医療推進担当内 ☎282-1711 内線1138・1139)

皆さんの身近な相談者として、地域福祉の増進のために活動している民生委員・児童委員。令和5年9月1日付で、新たに原泰三さんと宇都野敦子さんが厚生労働大臣から委嘱されましたので、ご紹介します。

「民生委員・児童委員」って、どんな人？

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、地域の高齢者や障がいのある方々、子どもたちを見守っています。また、村民の皆さんが抱える生活上の心配ごとや困りごとなどのさまざまな相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、村民と村や東海村社会福祉協議会などの専門機関との「つなぎ役」を務めています。

村では現在60人(定数62人)の民生委員・児童委員が活動しており、うち3人は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員です。地域住民の立場に立ち、地域の福祉を担うボランティアとして、日々活動を続けています。

(敬称略)

No.	担当区域	氏名
24	百塚	原 泰三
41	長堀住宅	宇都野 敦子

福祉に関すること等でお悩みの方は…

担当区域の民生委員・児童委員または地域福祉課へお気軽にご相談ください。秘密は厳守されます!

